

益田市介護助手『介護お助け隊』事業実施について

1 目的

介護人材不足については、全国的に喫緊の課題となっており、益田市においても例外ではない。そこで、市として介護助手の登録制度を実施し、介護人材の確保・定着を図る。

介護職場において、専門的な知識・経験を要する「介護専門業務」とそれ以外の「介護周辺業務」に切り分け、「介護周辺業務」に従事する介護助手『介護お助け隊』（以下、『介護お助け隊』という。）の配置を促進し、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保できるようにサービスの業務効率化を進めて、介護人材の確保、定着を図る。

また、現在の人生100年時代に、高齢者が元気に活躍し続けられる地域、高齢者になっても安心して暮らすことのできる地域を目指し、元気高齢者が介護助手として働くことを促進する。

2 事業対象者

益田市在住者（子育てが一段落した方、中高年齢者、退職した方など）

※元気高齢者 大歓迎！

3 事業内容（事業の流れ）

(1) 介護お助け隊の登録

『介護お助け隊』の登録希望者は、「介護お助け隊登録書」（様式1）を市高齢者福祉課に提出する。

(2) 介護お助け隊利用の申請

『介護お助け隊』の利用を希望する介護事業所（以下、「介護事業所」という。）は「介護お助け隊利用申請書」（様式2）を市高齢者福祉課に提出する。

(3) 市高齢者福祉課は、提出された様式1、様式2を照合し内容が合致した場合、『介護お助け隊』登録者（以下、「登録者」という。）、介護事業所及び市高齢者福祉課で3者面談を実施する。

(4) 登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、介護事業所は様式3、様式4により登録者に具体的な業務を説明し、雇用手続を行う。

(5) 実際に就労が始まったら、就労1か月後及び必要な時期に市高齢者福祉課は登録者と介護事業所の両者にヒアリングを実施する。

4 対象となる介護サービス事業所

【施設サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【居宅サービス】 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、

【地域密着型サービス】 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

5 その他

本事業の効果、今後のあり方を検証するため、登録者と介護事業所は、市高齢者福祉課が行う調査、ヒアリング等に協力する。

介護お助け隊登録、介護お助け隊利用申請は、その年度限り有効のため、その年度を超えて登録、申請を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要。

※原則として、介護の周辺業務にあたる『介護お助け隊』は、指定基準上の、介護職員等の人員にはカウントされません。しかし、登録者が有資格者等（無資格者でも配置可）であり、専門業務を行うことに対し、事前に登録者と介護事業所で同意が得られた上でサービス提供をしている場合は、カウントすることができます。

①『介護お助け隊』登録希望者、『介護お助け隊』利用事業所はそれぞれの様式に必要事項を記入し、市高齢者福祉課に提出。

【介護お助け隊登録】

様式1



ゆずりん

(介護資格なし。母親の介護経験あり。)

登録

【介護お助け隊利用申請】

様式2



はまぐりテイサービス

(介護人材が不足している介護事業所)

申請

②提出された様式1、様式2を照合しマッチング。

様式1

様式2



**益田市役所
高齢者福祉課**



様式1

様式2

③マッチングの結果、内容が合致した場合、登録者・介護事業所・市高齢者福祉課の3者面談実施。



④登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、雇用手续を行う。



ゆずりん

介護の周辺業務

「介護お助け隊」が担当
部屋の掃除、食事の片付け、利用者
の話し相手、レクの手伝い等

雇用手續



はまぐりテイサービス

介護の専門業務

「介護職員」が担当
食事介助、入浴介助などの身体介
護、専門的な知識等を要する業務